

第 2 号 議 案

令和 7 年度愛知県公債管理特別会計予算

令和 7 年度愛知県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ674,942,530千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		5,363,950 <small>千円</small>
	1 財 産 運 用 収 入	5,363,950
2 繰 入 金		479,818,580
	1 一 般 会 計 繰 入 金	359,640,318
	2 県営住宅管理事業特別会計繰入金	5,022,212
	3 基 金 繰 入 金	115,156,050
3 県 債		189,760,000
	1 県 債	189,760,000
歳 入	合 計	674,942,530

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円 6 7 4,9 4 2,5 3 0
	1 公 債 費	6 7 4,9 4 2,5 3 0
歳 出 合 計		6 7 4,9 4 2,5 3 0

第 3 号 議 案

令和 7 年度愛知県証紙特別会計予算

令和 7 年度愛知県の証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,371,925千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 20,121,148
	1 証 紙 収 入	20,121,148
2 繰 入 金		231,900
	1 一 般 会 計 繰 入 金	231,900
3 繰 越 金		18,876
	1 繰 越 金	18,876
4 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		20,371,925

歳 出			金 額
款	項		
1 証 紙 取 扱 費			千円 20,371,925
	1 証 紙 取 扱 費		20,371,925
歳 出 合 計			20,371,925

第 4 号 議 案

令和 7 年度愛知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 7 年度愛知県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ111,553千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(県債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 県債」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 16,616
	1 一般会計繰入金	16,616
2 繰 越 金		39,296
	1 繰越金	39,296
3 諸 収 入		41,093
	1 貸付金元利収入	41,091
	2 県預金利子	1
	3 雑 入	1
4 県 債		14,548
	1 県 債	14,548
歳 入 合 計		111,553

歳 出		
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 5 2,6 1 6
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	5 2,6 1 6
2 公 債 費		3 8,2 9 2
	1 公 債 費	3 8,2 9 2
3 繰 出 金		2 0,6 4 5
	1 一 般 会 計 繰 出 金	2 0,6 4 5
歳 出 合 計		1 1 1,5 5 3

第2表 県 債				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	千円 14,548	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の定めるところによる。
合 計	14,548			

第 5 号 議 案

令和 7 年度愛知県国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度愛知県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ548,650,616千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 1 9 8,1 2 1,8 6 9
	1 負 担 金	1 9 8,1 2 1,8 6 9
2 国 庫 支 出 金		1 4 3,6 0 4,8 5 6
	1 国 庫 負 担 金	1 1 4,3 9 3,9 8 6
	2 国 庫 補 助 金	2 9,2 1 0,8 7 0
3 前 期 高 齢 者 交 付 金		1 5 1,9 1 2,1 3 0
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	1 5 1,9 1 2,1 3 0
4 共 同 事 業 交 付 金		1,5 1 9,2 2 2
	1 共 同 事 業 交 付 金	1,5 1 9,2 2 2
5 出 産 育 児 交 付 金		2 6,6 9 1
	1 出 産 育 児 交 付 金	2 6,6 9 1
6 財 産 収 入		8 0,6 7 2

	1 財 産 運 用 収 入	8 0,6 7 2
7 繰 入 金		3 9,6 4 8,8 0 6
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3 6,0 3 1,0 4 6
	2 基 金 繰 入 金	3,6 1 7,7 6 0
8 繰 越 金		1 3,5 4 8,2 3 6
	1 繰 越 金	1 3,5 4 8,2 3 6
9 諸 収 入		1 8 8,1 3 4
	1 県 預 金 利 子	1
	2 受 託 事 業 収 入	1,0 9 5
	3 雑 入	1 8 7,0 3 8
歳 入 合 計		5 4 8,6 5 0,6 1 6

歳 出		金 額
款	項	
1 総 務 費		千円 6 3,6 0 5
	1 総 務 管 理 費	6 2,6 5 6
	2 運 営 協 議 会 費	9 4 9
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		4 1 7,2 1 4,3 1 8
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	4 1 7,2 1 4,3 1 8
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		8 4,2 4 4,5 3 9
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	8 4,2 4 4,5 3 9
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		1 9 6,9 4 4
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	1 9 6,9 4 4
5 介 護 納 付 金		2 9,5 7 9,5 0 3
	1 介 護 納 付 金	2 9,5 7 9,5 0 3
6 病 床 転 換 支 援 金 等		3 8
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	3 8

7	共 同 事 業 拠 出 金		1,519,845
		1	共 同 事 業 拠 出 金
8	保 健 事 業 費		175,999
		1	保 健 事 業 費
9	基 金 積 立 金		4,880,672
		1	基 金 積 立 金
10	諸 支 出 金		8,686,614
		1	償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
11	繰 出 金		88,539
		1	一 般 会 計 繰 出 金
12	予 備 費		2,000,000
		1	予 備 費
歳 出 合 計			548,650,616

第 6 号 議 案 令和 7 年度愛知県中小企業設備導入資金特別会計予算

令和 7 年度愛知県の中小企業設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,993,298千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 2,981
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,981
2 繰 越 金		16,080
	1 繰 越 金	16,080
3 諸 収 入		1,974,237
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,974,135
	2 県 預 金 利 子	1
	3 雑 入	101
歳 入	合 計	1,993,298

歳 出		
款	項	金 額
1 中小企業設備導入事業費		千円 18,017
	1 小規模企業者等設備導入事業費	1,140
	2 中小企業高度化事業費	2,981
	3 貸付事務費	13,896
2 公債費		1,251,941
	1 公債費	1,251,941
3 繰出金		723,340
	1 一般会計繰出金	723,340
歳 出 合 計		1,993,298

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 1 0 0
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1 0 0
2 繰 越 金		4,1 7 0
	1 繰 越 金	4,1 7 0
3 諸 収 入		2 4,2 9 0
	1 貸 付 金 収 入	2 4,2 8 6
	2 県 預 金 利 子	2
	3 雑 入	2
歳 入	合 計	2 8,5 6 0

歳 出		
款	項	金 額
1 業 務 費		千円 1 2 1
	1 業 務 費	1 2 1
2 公 債 費		1 8,0 7 3
	1 公 債 費	1 8,0 7 3
3 繰 出 金		1 0,3 6 6
	1 一 般 会 計 繰 出 金	1 0,3 6 6
歳 出 合 計		2 8,5 6 0

第 8 号 議 案

令和 7 年度愛知県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和 7 年度愛知県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97,224千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 49
	1 一 般 会 計 繰 入 金	49
2 繰 越 金		74,433
	1 繰 越 金	74,433
3 諸 収 入		22,742
	1 貸 付 金 収 入	22,740
	2 県 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
歳 入	合 計	97,224

歳 出		
款	項	金 額
1 貸 付 事 業 費		千円 9 6,0 0 0
	1 貸 付 事 業 費	9 6,0 0 0
2 業 務 費		1,2 2 4
	1 業 務 費	1,2 2 4
歳 出 合 計		9 7,2 2 4

第 9 号 議 案

令和 7 年度愛知県県有林野特別会計予算

令和 7 年度愛知県の県有林野特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,077,702千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(県債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 県債」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 76,337
	1 使用料	76,337
2 国庫支出金		46,378
	1 国庫負担金	46,378
3 財産収入		141,661
	1 財産運用収入	15,279
	2 財産売払収入	126,382
4 繰入金		672,110
	1 一般会計繰入金	672,110
5 繰越金		3,000
	1 繰越金	3,000
6 諸収入		6,216

	1 県 預 金 利 子	1
	2 雑 入	6,215
7 県 債		132,000
	1 県 債	132,000
歳 入 合 計		1,077,702
歳 出		
款	項	金 額
1 県 有 林 野 経 営 費		千円 951,224
	1 県 有 林 野 経 営 費	951,224
2 公 債 費		123,478
	1 公 債 費	123,478
3 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		1,077,702

第2表 県 債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 有 林 事 業 費	千円 132,000	普通貸借又は債券発行	% 9.0 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。
合 計	132,000			

第 1 0 号 議 案 令和 7 年度愛知県林業改善資金特別会計予算

令和 7 年度愛知県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,929千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 25,385
	1 繰 越 金	25,385
2 諸 収 入		5,544
	1 貸 付 金 収 入	5,541
	2 県 預 金 利 子	1
	3 雑 入	2
歳 入 合 計		30,929

歳 出		
款	項	金 額
1 貸 付 事 業 費		千円 30,000
	1 貸 付 事 業 費	30,000
2 業 務 費		929
	1 業 務 費	929
歳 出 合 計		30,929

第 1 1 号 議 案 令和 7 年度愛知県港湾整備事業特別会計予算

令和 7 年度愛知県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,480,813千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(県債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 県債」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1,209,964
	1 使用料	1,209,964
2 財産収入		2
	1 財産運用収入	1
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		29,563
	1 一般会計繰入金	29,563
4 繰越金		206,797
	1 繰越金	206,797
5 諸収入		302,487
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 県預金利子	1

	3 雑	入	3 0 2,4 8 5
6 県		債	2,7 3 2,0 0 0
	1 県	債	2,7 3 2,0 0 0
歳 入 合 計			4,4 8 0,8 1 3
歳 出			
款	項		金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費			4,4 8 0,8 1 3 <small>千円</small>
	1 港 湾 整 備 事 業 費		3,6 1 2,0 4 3
	2 公 債 費		8 6 8,7 7 0
歳 出 合 計			4,4 8 0,8 1 3

第2表 債務負担行為						
事	項	期	間	限	度	額
特定港湾施設整備事業衣浦港中央ふ頭西地区造成		令和8年度				千円 400,000
工事						

第3表 県 債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
特 定 港 湾 施 設 整 備 費	千円 2,732,000	普通貸借又は債券発行	% 9.0 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないうで借り換えることができる。
合 計	2,732,000			

第 1 2 号 議 案 令和 7 年度愛知県県営住宅管理事業特別会計予算

令和 7 年度愛知県の県営住宅管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,445,586千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		13,890,015 <small>千円</small>
	1 使用料	13,890,015
2 国庫支出金		781,332
	1 国庫補助金	781,332
3 財産収入		22,785
	1 財産運用収入	22,032
	2 財産売払収入	753
4 繰入金		1,542,034
	1 一般会計繰入金	1,542,034
5 繰越金		169,000
	1 繰越金	169,000
6 諸収入		40,420

	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 県預金利子	3,258
	3 雑入	37,161
歳入合計		16,445,586
歳出		
款	項	金額
1 県営住宅管理事業費		16,445,586 <small>千円</small>
	1 県営住宅管理費	11,418,374
	2 公債費	5,022,212
	3 予備費	5,000
歳出合計		16,445,586

第13号議案

令和7年度愛知県立病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度愛知県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間患者数

区 分	がんセンター	精神医療 センター	小児保健医療 総合センター	計
入 院	144,905 ^人	75,920 ^人	50,370 ^人	271,195 ^人
外 来	146,652	55,176	98,736	300,564

2 一日平均患者数

区 分	がんセンター	精神医療 センター	小児保健医療 総合センター	計
入 院	397 ^人	208 ^人	138 ^人	743 ^人
外 来	606	228	408	1,242

3 建設改良計画

(1) 建設改良工事 156,215千円

(2) 資産購入 1,692,662千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失中その他特別損失（旧がんセンター愛知病院解体撤去費用）95,229千円の財源の一部に充てるため、企業債94,900千円を借り入れる。

収 入	
第1款 病院事業収益	45,441,963千円
第1項 医療収益	38,328,423千円
第2項 医療外収益	7,105,536千円
第3項 特別利益	8,004千円
支 出	
第1款 病院事業費	45,150,338千円
第1項 医療費用	44,432,282千円
第2項 医療外費用	562,347千円
第3項 特別損失	145,709千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,501,736千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。)

収 入	
第1款 資本的収入	2,611,228千円
第1項 企業債	1,002,440千円
第2項 他会計負担金	1,483,287千円
第3項 雑収入	125,501千円
支 出	

第1款 資本的支出	4,112,964千円
第1項 建設改良費	156,215千円
第2項 資産購入費	1,692,662千円
第3項 企業債償還金	2,106,192千円
第4項 他会計借入金償還金	157,895千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 建設改良費、資産購入費及び公営企業施設等整理債
- 2 限度額 1,097,340千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 職員給与費 17,752,935千円
- 2 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、41,461千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、14,600,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	全身用X線コンピュータ断層撮影装置	一 式

令和7年2月17日提出

愛知県知事 大村 秀 章

第14号議案 令和7年度愛知県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度愛知県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 給水対象 瀬戸市始め31市7町1広域事務組合3企業団

2 年間総給水量 421,000,000m³

3 一日平均給水量 1,153,424m³

4 主要な建設改良事業

(1) 水源建設事業	設楽ダム建設事業負担金	事業費	2,176,215千円
(2) 浄水場関係建設事業	尾張西部浄水場、上野浄水場及び豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	5,527,877千円
(3) 施設改良事業		事業費	14,452,999千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収益		35,955,292千円
第1項 営業	収益		32,251,038千円
第2項 営業外	収益		3,704,254千円
	支	出	
第1款 事業	費用		35,563,239千円
第1項 営業	費用		31,792,951千円
第2項 営業外	費用		3,767,288千円

第3項 予 備 費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,479,910千円は、過年度分留保資金で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	16,377,351千円
第1項 企業債	11,291,000千円
第2項 国庫支出金	1,181,819千円
第3項 工事負担金	795,762千円
第4項 受託事業収入	4,143千円
第5項 他会計出資金	3,104,625千円
第6項 雑収入	2千円

支 出

第1款 資本的支出	32,857,261千円
第1項 建設改良費	22,771,977千円
第2項 建設利息	115,079千円
第3項 償還金	9,965,205千円
第4項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管路情報システム改良・運営費	令和8年度から 令和12年度まで	22,880千円
豊橋浄水場等整備・運営等事業契約	令和7年度から 令和37年度まで	39,521,433千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
知多浄水場始め3施設計装設備改良維持事業契約	令和7年度から 令和32年度まで	14,500,000千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
犬山浄水場始め2浄水場運転管理業務委託	令和7年度から 令和12年度まで	928,345千円
筏川取水場及び弥富ポンプ場維持管理業務委託	令和8年度	9,504千円
名港導水路撤去工事	令和8年度	244,571千円
豊橋線不断水弁設置工事	令和8年度	138,930千円
第2津島幹線送水管布設工事	令和8年度から 令和10年度まで	2,646,506千円
豊田第4供給点建設工事	令和7年度から 令和8年度まで	60,000千円
豊橋城下線電気防食設備設置工事	令和8年度	157,600千円

水道広域連携検討調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	34,353千円
犬山浄水場始め2浄水場薬品注入設備改良工事	令和8年度から 令和9年度まで	3,262,089千円
尾張西部浄水場始め5施設電気設備改良工事	令和7年度から 令和9年度まで	351,358千円
木曾川幹線送水管布設工事	令和8年度	41,670千円
海部南部線送水管布設工事	令和8年度	83,706千円
七宝線送水管布設工事	令和8年度	96,253千円
第2津島幹線送水管移設工事	令和8年度	159,897千円
高蔵寺浄水場始め2浄水場機械設備改良工事	令和7年度から 令和8年度まで	525,183千円
尾張東部浄水場始め4浄水場ポンプ設備改良工事	令和8年度から 令和9年度まで	528,741千円
高蔵寺中区線送水管布設工事	令和7年度から 令和8年度まで	100,000千円
愛知用水水道事務所庁舎長寿命化改良工事	令和8年度	272,052千円
美浜線送水管布設工事	令和8年度	458,596千円
豊明線送水管布設工事	令和7年度から 令和9年度まで	323,965千円
武豊線送水管布設工事	令和7年度から 令和9年度まで	200,000千円
南知多線送水管布設工事	令和7年度から 令和9年度まで	295,270千円

美浜線始め2送水管制水弁改良工事	令和8年度	2,779千円
高浜線送水管布設工事	令和7年度から 令和9年度まで	200,000千円
三好線送水管布設工事	令和8年度	44,628千円
高浜第1供給点構造物耐震補強工事	令和7年度から 令和8年度まで	6,601千円
豊川調整池屋根改良工事	令和8年度	341,850千円
豊川権現線電動弁改良工事	令和8年度	69,189千円
新城線送水管布設工事	令和8年度	99,487千円
音羽線送水管布設工事	令和7年度から 令和9年度まで	200,000千円
渥美線送水管布設工事	令和7年度から 令和9年度まで	200,000千円
尾張東部浄水場始め5浄水場電気設備改良工事	令和7年度から 令和9年度まで	417,222千円
次世代高度情報通信ネットワーク整備工事	令和8年度	1,053,531千円
尾張水道事務所庁舎長寿命化改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	20,605千円
木曾川幹線送水管路調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	30,916千円
高蔵寺浄水場始め5浄水場薬品注入設備改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	208,097千円
高蔵寺浄水場始め3施設ポンプ設備改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	84,726千円

高蔵寺高区・中区・低区線送水管路調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	31,218千円
旭低区線送水管路調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	23,407千円
高浜線送水管路調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	17,668千円
美浜線送水管路調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	23,505千円
南知多線送水管路調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	39,085千円
幸田浄水場構造物耐震補強調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	27,790千円
新城線送水管路調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	66,094千円
愛知県水道用水供給事業許認可申請資料作成業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	14,900千円
豊川浄水場始め3施設設計装設備改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	78,300千円
広域送水監視制御システム改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	22,533千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|---|
| 1 起債の目的 | 建設事業費及び施設費 |
| 2 限度額 | 11,291,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に |

元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 2,728,263千円

2 交際費 74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息、企業債利息及び一般会計借入金利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、181,988千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,586,000千円と定める。

令和7年2月17日提出

愛知県知事 大村 秀章

第15号議案 令和7年度愛知県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度愛知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給水事業所数 379か所
- 2 年間総給水量 444,981,720m³
- 3 一日平均給水量 1,219,128m³
- 4 主要な建設改良事業

(1) 豊川用水2期関連事業	豊川用水2期事業費負担金	事業費	191,871千円
(2) 施設改良事業		事業費	10,134,189千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	15,742,389千円
第1項 営業	収	益	14,228,970千円
第2項 営業外	収	益	1,513,419千円
	支	出	
第1款 事業	支	費	14,292,967千円
第1項 営業	支	費	13,546,231千円
第2項 営業外	支	費	743,736千円
第3項 予備	支	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,034,587千円は、当年度分損益勘定留保資金3,521,329千円、過年度分留保資金3,551,258千円、減債積立金1,962,000千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	5,916,058千円
第1項	企業債	4,409,000千円
第2項	国庫支出金	340,640千円
第3項	工事負担金	107,201千円
第4項	受託事業収入	965千円
第5項	他会計出資金	982,005千円
第6項	他会計借入金	76,245千円
第7項	雑収入	2千円
支 出		
第1款	資本的支出	14,950,645千円
第1項	建設改良費	10,683,652千円
第2項	償還金	4,261,993千円
第3項	予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管路情報システム改良・運営費	令和8年度から 令和12年度まで	22,880千円
豊橋浄水場等整備・運営等事業契約	令和7年度から 令和37年度まで	413,996千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
知多浄水場始め3施設計装設備改良維持事業契約	令和7年度から 令和32年度まで	1,450,000千円に契約期間中の物価及び金利の変動による影響額を加減して算出した額
上野浄水場運転管理業務委託	令和7年度から 令和12年度まで	120,275千円
水道広域連携検討調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	20,053千円
尾張東部浄水場導水設備改良工事	令和7年度から 令和9年度まで	627,572千円
豊田ポンプ場自家発電設備改良工事	令和7年度から 令和9年度まで	207,330千円
上野浄水場沈澱池機械設備改良工事	令和8年度	641,086千円
貞宝線配水管移設工事	令和8年度	9,281千円
九号地線配水管布設工事	令和8年度	140,000千円

愛知用水水道事務所庁舎長寿命化改良工事	令和8年度	90,684千円
吉良友国ポンプ場自家発電機室改良工事	令和8年度	68,609千円
安城浄水場防護柵改良工事	令和8年度	92,400千円
幸田幹線始め4配水管電気防食設備改良工事	令和8年度	66,600千円
安城東線配水管布設工事	令和8年度	199,396千円
第1刈谷線第1号支線配水管布設工事	令和8年度	38,168千円
第2北部幹線配水管布設工事	令和8年度	622,492千円
第2衣浦幹線配水管布設工事	令和8年度から 令和10年度まで	2,697,300千円
新川水管橋耐震補強工事	令和8年度	300,000千円
三好幹線始め2配水管配水設備耐震補強工事	令和8年度	38,642千円
武豊線分岐線配水管布設工事	令和8年度	5,688千円
明知線配水管移設工事	令和8年度	44,000千円
豊橋臨海幹線第6号支線配水管布設工事	令和8年度	86,462千円
臨海支線配水管布設工事	令和8年度	157,471千円
尾張西部浄水場始め3施設電気設備改良工事	令和7年度から 令和9年度まで	31,963千円

尾張東部浄水場始め5浄水場電気設備改良工事	令和7年度から 令和9年度まで	167,847千円
次世代高度情報通信ネットワーク整備工事	令和8年度	316,469千円
上野浄水場薬品注入設備改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	9,842千円
名古屋東幹線配水管改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	18,000千円
蒲郡幹線配水管改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	14,000千円
豊橋臨海幹線第4号支線配水管改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	32,107千円
尾張水道事務所庁舎長寿命化改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	6,869千円
豊川浄水場始め3施設計装設備改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	11,700千円
広域送水監視制御システム改良調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	2,229千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 豊川用水2期関連事業費及び施設費
- 2 限度額 4,409,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に

元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費	866,590千円
2 交際費	74千円

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息及び企業債利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、128,749千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、282,000千円と定める。

令和7年2月17日提出

愛知県知事 大村 秀章

第16号議案

令和7年度愛知県用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度愛知県用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 売却宅地	367,200㎡
2 買収宅地	631,200㎡
3 宅地造成	93,600㎡

三河港

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業	収益		16,480,818千円
第1項	営業	収益		16,316,528千円
第2項	営業外	収益		164,290千円
		支	出	
第1款	事業	費用		12,355,422千円
第1項	営業	費用		12,084,150千円
第2項	営業外	費用		268,272千円
第3項	予備	費用		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,243,692千円は、過年度分留保

資金で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款 資 本 的 収 入		11,313,561千円
第1項 企 業 債		11,300,000千円
第2項 受 託 事 業 収 入		13,559千円
第3項 雑 収 入		2千円
	支 出	
第1款 資 本 的 支 出		15,557,253千円
第1項 宅 地 造 成 費		15,349,453千円
第2項 建 設 利 息		202,800千円
第3項 予 備 費		5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
半田石塚地区調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	84,289千円
刈谷依佐美(2期)地区調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	98,780千円
日進東部地区調査業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	74,000千円
安城北山崎地区整地工事	令和8年度から 令和12年度まで	2,110,000千円
田原4区排水施設整備工事	令和8年度	300,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 用地造成事業費 |
| 2 限度額 | 11,300,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|-----------|
| 1 職員給与費 | 676,432千円 |
| 2 交際費 | 74千円 |

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
土 地	工 業 用 地	625,000㎡

2 処分する資産

種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
土 地	工 業 用 地	215,000㎡	売 却
建物その他の工 作物	公 共 用 施 設	3 か所	譲 与

令和7年2月17日提出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第17号議案 令和7年度愛知県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度愛知県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 流域関連市町数 豊川市始め39市町
- 2 年間総処理水量 282,038,000m³
- 3 一日平均処理水量 772,706m³
- 4 主要な建設改良事業

建設事業	日光川上流流域下水道関係建設工事	事業費	16,954,985千円
------	------------------	-----	--------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業	収益	33,395,393千円
第1項	営業	収益	16,693,885千円
第2項	営業外	収益	16,701,508千円
		支	出
第1款	事業	費用	34,885,537千円
第1項	営業	費用	32,302,311千円
第2項	営業外	費用	2,575,726千円
第3項	予備	費用	7,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,381,160千円は、当年度分損益勘定留保資金3,955,608千円、過年度分留保資金330,290千円、繰越利益剰余金処分額27,826千円及び建設改良積立金67,436千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	20,808,382千円
第1項	企業債	8,533,000千円
第2項	国庫支出金	10,090,686千円
第3項	建設負担金	2,049,810千円
第4項	受託事業収入	134,884千円
第5項	雑収入	2千円
支 出		
第1款	資本的支出	25,189,542千円
第1項	建設改良費	17,006,318千円
第2項	償還金	8,175,724千円
第3項	予備費	7,500千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
矢作川流域下水道事業管きょ布設工事	令和8年度から 令和9年度まで	765,000千円
矢作川流域下水道事業処理場建設工事	令和8年度	513,000千円

矢作川流域下水道事業処理場建設工事	令和8年度から 令和9年度まで	1,055,000千円
境川流域下水道事業管きょ布設工事	令和8年度	100,000千円
境川流域下水道事業処理場建設工事	令和8年度から 令和9年度まで	200,000千円
衣浦西部流域下水道事業処理場建設工事	令和8年度	417,000千円
衣浦西部流域下水道事業処理場建設工事	令和8年度から 令和9年度まで	2,517,000千円
衣浦東部流域下水道事業処理場建設工事	令和8年度から 令和9年度まで	489,000千円
豊川流域下水道事業管きょ布設工事	令和8年度	20,000千円
豊川流域下水道事業処理場建設工事	令和8年度	435,000千円
五条川左岸流域下水道事業管きょ布設工事	令和8年度	50,000千円
五条川左岸流域下水道事業処理場建設工事	令和8年度	370,000千円
五条川左岸流域下水道事業処理場建設工事	令和8年度から 令和9年度まで	230,000千円
日光川上流流域下水道事業処理場建設工事	令和8年度から 令和9年度まで	260,000千円
五条川右岸流域下水道事業処理場建設工事	令和8年度から 令和9年度まで	880,000千円
新川東部流域下水道事業処理場建設工事	令和8年度から 令和9年度まで	60,000千円
日光川下流流域下水道事業管きょ布設工事	令和8年度	93,000千円

日光川下流流域下水道事業処理場建設工事	令和8年度	108,000千円
新川西部流域下水道事業処理場建設工事	令和8年度	50,000千円
新川西部流域下水道事業処理場建設工事	令和8年度から 令和9年度まで	160,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 建設事業費及び資本費平準化債
- 2 限度額 8,533,000千円
- 3 起債の方法 普通貸借又は債券発行
- 4 利率 9.0%以内
- 5 償還の方法 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

999,260千円

(他会計からの補助金)

第10条 管渠・ポンプ場・処理場費、総係費、減価償却費及び支払利息の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,221,344千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち27,826千円は、次のとおり処分するものと定める。

第4条資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補てん

令和7年2月17日提出

愛知県知事 大村 秀章

